

鳥取県企業局訓令第2号

鳥取県企業局文書管理規程及び鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程及び鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令

(鳥取県企業局文書管理規程の一部改正)

第1条 鳥取県企業局文書管理規程(平成24年鳥取県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(文書管理主任等) 第4条 略 2・3 略 4 文書管理補助員は、係長以上の職にある職員(文書管理主任である者を除く。)をもってこれに充てる。 5 略	(文書管理主任等) 第4条 略 2・3 略 4 文書管理補助員は、係長又は副主幹以上の職にある職員(文書管理主任である者を除く。)をもってこれに充てる。 5 略

(鳥取県企業局職員研修規程の一部改正)

第2条 鳥取県企業局職員研修規程(平成24年鳥取県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)第7条第1項に規定する課の長及び同規程第11条第1項に規定する所の長をいう。	(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)第7条第1項に規定する課の長及び同規程第13条第1項に規定する所の長をいう。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。